

監査報告

令和 4 事業年度

年金積立金管理運用独立行政法人

監 査 報 告

2023年6月23日

年金積立金管理運用独立行政法人

理事長 宮 園 雅 敬 殿

年金積立金管理運用独立行政法人 監査委員会

監査委員 板 場 建

監査委員 尾 崎 道 明

監査委員 小 宮 山 榮

年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号。以下「管理運用法人法」という。）第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第19条第4項及び通則法第38条第2項並びに監査委員会による監査及び監視の実施に関する規程第26条の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の令和4事業年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別行政コスト計算書、勘定別損益計算書、勘定別純資産変動計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別利益の処分に関する書類（案）、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表並びに法人単位貸借対照表、法人単位行政コスト計算書、法人単位損益計算書、法人単位純資産変動計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書からなる法人単位財務諸表）及び決算報告書について監査を実施したところ、その方法及び結果は下記のとおりです。

記

第1 監査の方法

監査委員会は、監査委員会による監査及び監視の実施に関する規程に基づき、経営委員会、理事長、理事、監査室、企画部その他職員（以下「役員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、経営委員会に委員として出席すること、理事長以下の執行部門が主催する経営企画

会議・投資委員会その他重要な会議及び委員会に陪席し必要に応じて質疑を行うこと等によって、役員等の職務の執行状況等を把握したほか、役員等から投資原則及び行動規範の遵守状況や職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務、財産の状況及び厚生労働大臣に提出する書類を調査しました。また、役員の職務の執行が通則法、管理運用法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他管理運用法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書並びに事業報告書（会計に関する部分）を検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

第2 監査の結果

- 1 管理運用法人の業務は、法令等に従って適正に実施され、また、中期目標及び中期計画の達成に向け効果的かつ効率的に実施されていると認めます。

なお、補足事項は次のとおりです。

運用の多様化・高度化に向けた組織目標の共有化や全体最適を心掛ける行動様式は組織横断的に進展しています。リバランスを含めた運用リスク管理の精緻化、運用執行オペレーションの迅速化、それを実現する運用体制の整備等に着実な進歩が見られます。また、運用分析手法の高度化の成果を運用情報システムを通じて迅速に共有化を図るなど、適切な投資判断サポート機能の充実、直近の運用状況の透明性確保が継続的に進化していることを評価します。中期的課題として、更なる運用の多様化・高度化を推進し安定的に維持するために、運用部門と共に管理部門を含めた一層の組織の強化を期待します。

業務効率化と共に業務リスク低減に向けた取り組みは着実に前進していることを認めます。課題であったインハウス運用における売買発注の自動化も解決に向けプロジェクトが開始され、完了後は業務効率化・リスク低減の大きな効果が期待できると思料します。業務リスク管理の専門職員を採用し、より体系化されたリスクベースの業務リスク管理を法人内で確立する取り組みが進行中であると理解します。法人内への業務リスク低減意識（リスクカルチャー）の一層の浸透も推進することを期待します。

「柔軟な働き方に配慮した時間の有効活用による生産性の向上や業務の効率性の向上を図る」ことを目的として在宅勤務が制度化され約1年が経過し、海外との連絡、業務への集中時間の確保、育児との両立等時間の有効活用が進ん

でいます。一層の生産性の向上と職員が働き易い職場環境作りを目指し、改善を継続することが重要と思料しますので、監視を続けて参ります。

経営委員会では法人の重要課題について、経営委員及び執行部の意見を幅広く聞き、議論を尽くした結果を反映して執行部が執行を行うという適切なフィードバックプロセスが機能したことを評価します。運用の多様化・高度化が一層進む中で、経営委員会の監督機能の重要性が増してきています。執行部からの経営委員会への報告・付議の時期や内容に関しましては、経営委員会における議論が有効かつ充実したものとなるよう一層の検討が必要であると思料します。

2 内部統制システムは、適切に機能したものと認めます。

なお、補足事項は次のとおりです。

2020年度に法務室が設立されて2年が経過し、一層の利活用が進展していることを認めます。特に、投資案件が増えつつあるオルタナティブ投資の契約交渉サポート、伝統的資産投資のガイドラインチェック精緻化、海外訴訟対応等において成果を上げていると思料します。昨年度は様々な案件に迅速に対応するため外部弁護士事務所のネットワーク拡大を行い法務室機能の強化を図っており、強化策が有効に機能することを期待します。

2021年度に監査室に監査専門人材を採用し、より実効性の高いリスクベースの内部監査へ着実に移行が進んでいる段階と思料します。法人内で運用の多様化・高度化が進んでいることから第3線としての内部監査機能の重要性も高まっているため、監査専門人材の増員等組織の一層の強化を期待します。

3 役員の職務の遂行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実については認められませんでした。

4 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制は相当であると認めます。

5 事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示していると認めます。

6 独立行政法人に求められた事務・事業の見直し、資産・運営等の見直しについて法人の講ずべき措置は、着実に推進されていると認めます。

以上